

聖籠町訓令第4号

聖籠町障害者社会復帰支援施設に要する交通費助成要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町障害者社会復帰支援施設に要する交通費助成要綱を廃止する訓令

聖籠町障害者社会復帰支援施設に要する交通費助成要綱（平成3年聖籠町訓令第1号）は廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 廃止前の聖籠町障害者社会復帰支援施設に要する交通費助成要綱により助成決定された者が平成27年3月31日までに通所した際に要した交通費の助成については、なお従前のおりとする。